

AQUA 販売店代理店契約書

アクア株式会社

AQUA 販売店代理店契約書

アクア株式会社 住所（本社所在地）：岐阜県岐阜市神田町6丁目19番地（以下、甲と称する）と、

氏名（法人名）：_____

住所：_____（以下、乙と称する）は、甲の取り扱う製品（以下「製品」という）その関係製品を含む・サービスの営業、紹介及び契約の取次ぎ等に関する業務を甲が乙に委託するにあたり、次のとおり契約を締結する。

第1条(目的)

- 1 本契約は、甲が本契約書別紙に定める製品又はサービス（以下、併せて「本製品」という）の営業、紹介、契約の取次ぎ又は顧客維持活動に関する業務（本契約書別紙に具体的に定め、以下「本業務」という）を乙に委託し、乙は、これを誠実に遂行することにより、顧客の利便の向上を図るとともに甲乙両者の発展に資することを目的とする。
- 2 本業務の遂行に際し、甲は乙に以下の各号に規定する行為に限り、日本国内において非独占的に代理権を付与するものとし、乙は、その他甲を拘束するいかなる表明、保証又は合意等を行ってはならない。
 - ①本製品の顧客（顧客になろうとする者も含み、以下、併せて「クライアント」という）に対する本製品の営業及び紹介
 - ②クライアントに対する、クライアントと甲との間の本製品に関する売買契約及び業務委託契約の営業、紹介及び契約の取次ぎ

第2条(業務の遂行)

- 1 乙は甲の指導その他必要に応じ甲が提供する情報に従い、善良な管理者の注意をもって本業務を誠実に遂行するものとする。
- 2 乙は、本業務を遂行するにあたり、法令、諸規範及び甲の指示等を遵守するものとする。
- 3 乙は、本業務において本商品を営業、紹介、契約の取次ぎ等を行うにあたり、クライアントに本製品の内容、仕様等十分な説明を行い、契約内容等の重要事項については、クライアントにおいて契約上の誤解や錯覚の無いようにしなければならないものとし、甲がクライアントに対する説明書等を用意している場合には、これを用いクライアントに適切に説明しなければならない。
- 4 乙は、本製品にかかる売買契約又は業務委託契約の当事者ではなく、各契約の条件について変更若しくは決定し、又は本製品に関する金銭を受領する権限を有しない。なお、乙がクライアントから本製品に関する金員を受領した場合には、甲に対し、速やかにその旨を通知し、甲の指示にしたがい、当該金員を取り扱う。
- 5 乙は、本業務を遂行するにあたり、甲の名誉若しくは信用を毀損する行為、本製品に対する信頼を傷つける行為その他の信義に反する行為を一切行ってはならない。
- 6 乙の本件業務遂行に必要な費用は、本契約において別途定めるもののほか、乙が負担する。

第3条(手数料等)

- 1 甲は乙に対し、乙の本業務遂行により紹介又は取り次ぎされたクライアントと甲との間で締結された、本製品にかかる売買契約又は業務委託契約の数に応じて、別途定める販売利益基準に基づき本業務の対価である手数料を払うものとし、その算

定方法及びその支払い方法は、本契約書別紙に定めるものとする。

- 2 甲は、当月 11 日から翌月 10 日までの間にクライアントと成約した前項の売買契約及び業務委託契約の数及びこれに基づく手数料を計算し、乙に通知する。

第 4 条(住所等の変更通知)

乙は、住所(本社所在地)、商号、代表者、手数料等を振り込む銀行等の口座を変更する場合、予め甲に書面でその旨通知する。乙が当該通知を怠り、甲から乙に送付した書面等が乙に到達しなかった場合、甲が乙に送付した書面等は、甲が発送した時点で乙に到着したものとみなす。

第 5 条(本製品及び手数料の変更)

甲及び乙は、市場及び状況の変化に応じて、本契約書別紙に定める本製品の品目、手数料等の金額、その支払い方法の変更を行うことができるものとし、この場合には、甲乙両者誠意をもって協議し、書面をもって定めるものとする。

第 6 条(業務実施拠点)

乙は、乙が本業務を遂行する拠点について、予め甲に対し、その名称、所在地、責任者等を書面により通知し、甲の承諾を得るものとする。これら通知された業務実施拠点の情報を変更する場合についても同様とする。

第 7 条(業務指導及び販売支援)

- 1 甲は乙に対し、適宜、本業務の遂行上必要な業務指導及び各種の販売支援を行うものとする。なお、当該業務指導、販売支援の内容については都度、甲より乙に説明されるものとする。
- 2 甲は、乙に対し、乙が本業務を遂行するために必要な本製品の資料、パンフレット、説明書その他の販売促進物（以下、総称して「販売促進物」という）を無償で提供する。
- 3 乙は、甲が事前に書面により承諾した場合を除き、前項の販売促進物を複製又は改変してはならない。
- 4 乙は、第 2 項の販売促進物を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、かつ製品の販売以外の目的に使用してはならない。
- 5 乙は、本契約終了後、甲の選択にしたがい速やかに、第 2 項の販売促進物及びその複製物を甲に返還又は廃棄しなければならない。

第 8 条(報告等)

- 1 甲は、乙に対し甲の業務の遂行上必要な報告を求めることができるものとし、乙は、甲の求めに応じ速やかに報告を行わなければならない。
- 2 甲は乙における本業務の遂行を監査するため、乙の営業時間内において、甲又は甲の指定する代理人により、乙の事業所内において本業務に関する帳簿、帳票、各種データベースを監査する事ができるものとし、乙はこれに誠意をもって協力しなければならない。
- 3 前項の監査により、甲が乙に対し、本業務については是正をすることを申し入れた場合には乙はこれに従い、速やかに是正しなければならない。
- 4 乙は、甲以外の事業者から本契約に基づく業務と類似又は競合する業務(以下「類似業務」という)を受託する場合には、類似業務の相手方当事者の名称、類似業者より受ける業務の内容等を甲に事前に報告し、甲の書面による事前の承諾を得なければならない。また、乙が本契約以前に類似業務を受託している場合は、本契約を締結する際に同様に類似業務の相手

方当事者の名称、受ける業務の内容等を甲に報告するものとする。

- 5 甲の指示がある場合、乙は募集したクライアントの経過報告を甲が用意したチェックリストに基づいて毎月1回甲の指定する期日までにFAX、郵送又は電磁的方法にて報告しなければならない。

第9条(守秘義務)

- 1 本契約において「秘密情報」とは、本契約の内容並びに本契約の目的に関連して、甲又は乙（以下、本条において「開示者」という）が相手方（以下、本条において「被開示者」という）に対し開示・提供した経営、技術、営業及びクライアントに関する情報及びデータ（文書、図面、電子メール、電磁的記録媒体、口頭など開示・提供の方法を問わない）並びにその複製物・複写物をいう。但し、次の各号のいずれかに該当する情報（個人情報を除く）についてはこの限りではない。

- ①開示・提供を受ける前に知得していた情報
- ②正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わないで正当に入手した情報
- ③開示・提供を受けた情報によらず独自に取得した情報
- ④開示・提供を受ける前に公知となっていた情報
- ⑤開示・提供を受けた後に自己の責に帰することができない事由により公知となった情報

- 2 開示者は、次の秘密保持義務を負う。

- ①秘密情報を厳に秘密として保持すること
- ②開示者の事前の書面による同意を得ないで、被開示者の役員及び従業員のうち秘密情報を知る必要のある者（秘密情報を知得した後に退職等した者を含む。以下、本条において「被開示担当者」という）以外の第三者に対し、秘密情報を一切開示・提供（漏洩も含む）しないこと
- ③秘密情報を本契約の目的以外に使用しないこと
- ④秘密情報のうち開示者の事前の同意を得ないで、複製・複写しないこと

- 3 前項第2号の規定にかかわらず、被開示者は、司法機関、行政機関その他の公的団体からの法令に基づく要求、又は弁護士、公認会計士、税理士、ファイナンシャルアドバイザーその他これらに準じる法令上秘密保持義務を負う専門家に対し必要がある場合には、次の措置を取った上で、これらの者に対して当該秘密情報を開示・提供することができる。

- ①開示者に対して当該要求があった旨を速やかに書面で通知すること
- ②当該秘密情報のうち、法令に基づき開示・提供が要求されている部分及び合理的に必要な範囲内の部分についてのみ開示・提供すること

- 4 被開示者は、被開示担当者その他適法に開示した第三者に対し、本条に定めるのと同等の秘密保持義務を負わせる。

- 5 被開示者は、本契約が終了した場合又は開示者が要求した場合、開示者の指示に従い秘密情報を速やかに返還又は廃棄する。なお、廃棄にあたっては、秘密情報を再利用できない方法をとる。

- 6 本条の規定は、本契約終了後もなお有効に存続する。

第10条(甲の商標等の使用)

- 1 乙が本業務を遂行するうえにおいて、甲の商号や商標以下「本商標等」という)を使用する場合には、甲が提供する説明書、マニュアル等に従い、本契約の目的の範囲内に限りで適切に使用するものとする。なお、本商標等の使用に際しては、商標ごとに乙が甲に対して使用の申請を行い、甲の事前の承諾を得るものとする。
- 2 乙は、本業務に関し本製品の広告宣伝を行う場合、その内容が虚偽又は誇大なものにならないようにするとともに、曖昧な表現によりクライアントの誤解を招かないよう細心の注意を払うものとする。また、本製品の営業、紹介、広告宣伝の

内容については、予め甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。

- 3 乙が前各項に従い甲の商号や商標を使用する限りにおいて、その使用の対価は無償とする。
- 4 乙は、本製品に関して本商標等以外の商標等を使用してはならない。
- 5 乙は、本商標等と類似する商標の商標登録出願をしてはならない。
- 6 乙は、第三者が本商標等を侵害していること又はそのおそれがあることを発見した場合、直ちに甲にその内容を報告する。
この場合、甲は、自己の責任と費用負担で当該侵害又はそのおそれの排除若しくは予防のために必要な行為を行い、乙は、これに協力する。
- 7 乙による本商標等の使用に関して第三者から権利侵害の主張、損害賠償の請求その他の主張若しくは請求がなされた場合、又は本商標につき第三者から無効事由若しくは取消事由があると主張された場合（無効審判若しくは取消審判を請求された場合を含む）、両当事者は協力してこれに対処する。但し、いずれかの当事者の責に帰すべき事由により当該主張又は請求がなされた場合は、当該当事者がその責任と費用でこれに対応し、相手方に一切の損失、費用等の負担を及ぼさない。
- 8 乙は、本契約が終了した場合には、本商標等の使用を直ちに停止する。

第 11 条(個人情報の扱い)

- 1 乙及び甲は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)を理解し、これを遵守するものとし、乙は甲のクライアント情報は当該法律における個人情報となることを認識する。
- 2 乙が本業務を遂行するうえにおいて、知り得た甲のクライアントの個人情報については、甲の重要な情報である事を認識し、甲の指示に従い本業務の目的の範囲内でのみ使用するものとし、第三者に開示、漏洩してはならない。
- 3 乙は、甲の書面による承諾なしで、甲のクライアント情報を複製したり、データベース化したりしてはならないものとする。また、甲よりクライアントの個人情報の利用方法、及びクライアントの個人情報の全部又は一部を消去、変更、返却するよう指示があった場合には、直ちにこれに応じなければならない。

第 12 条(第三者への再委託)

- 1 乙は、本契約に基づく業務の一部又は全部を、甲の事前書面による承諾なしに、第三者に再委託してはならない。
- 2 前項により甲が書面により本業務を第三者に委託することを承諾したといえども、乙は本契約における業務を免れるわけではなく、当該第三者の全ての行為について当該第三者と連帯して責任を負わなければならない。

第 13 条(禁止事項)

乙は、以下の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- ①業務の遂行にあたって、手数料の一部又は全部をクライアントに対し供与すること。
- ②本業務を、甲の他の委託先から重ねて受託すること。
- ③申込み意思のないクライアントをあたかも申込み意思のあるものとして、虚偽の紹介を行い又は強引に業務を遂行すること。
- ④クライアントに対し、甲の定める契約約款に反する説明や条件等、本製品について誤認を生じさせる以下のような行為。
 - i) クライアントに対し、乙があたかも甲自身であるかのような誤認を生じさせる行為。
 - ii) クライアントに対し、短期利用を前提とした営業を遂行すること。

第 14 条(権利義務譲渡の禁止)

乙は、予め甲の書面による承諾を得た場合を除き、本契約上の権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供し

てはならない。

第 15 条(契約の有効期限)

- 1 本契約は、締結の日から 1 年間有効とする。
- 2 前項の契約期間が満了した場合、甲及び乙は満了期日の 30 日前までに書面による申し入れがない場合、同一条件にて更に 1 年延長されるものとし、以後も同様とする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、甲は、本契約の有効期間満了前であっても、3 ヶ月前までに乙に通知することで、本契約を将来に向かって解約することができる。

第 16 条(解除)

- 1 乙又は甲は、相手方が本契約に違反した場合は、相当なる期間を定め、かかる違反の是正を催告し相当期間内にかかる違反が是正されない場合には、本契約を解除できるものとする。
- 2 甲は、乙が以下の各号に該当する場合は、乙に対して催告を要せず即時に本契約を解除することができる。
 - ①第 2 条第 4 項なお書に定める金員の取り扱いについて、甲の指示にしたがわなかったとき。
 - ②本業務の遂行過程において、甲の名誉・評判・信用・利益等を著しく損なったとき。
 - ③正当な事由なく本業務の全部又は一部を履行しないとき又は甲に対する著しい不信行為があったとき。
 - ④他のビジネスを甲のクライアントや乙以外の甲の販売店代理店に対し勧誘又は強要しクレームが発生したとき。
 - ⑤本契約に関し、乙による重大な違反又は背信行為があったとき
 - ⑥債務の全部又は一部の履行が不能であるとき又は相手方がその債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。但し、一部履行不能の場合は当該一部に限り、解除することができる。
 - ⑦前号の規定にかかわらず、債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないときは本契約の全部を解除することができる。
 - ⑧本契約上、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約の目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - ⑨第 5 号から第 7 号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき
 - ⑩監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき
 - ⑪支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき又は銀行取引停止処分を受けたとき
 - ⑫信用資力の著しい低下があったとき又はこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき
 - ⑬第三者により差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行若しくは担保権の実行としての競売又は公租公課の滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき
 - ⑭破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算手続開始の申立てがあったとき又は債務整理の通知がされたとき
 - ⑮合併による消滅、資本の減少、営業の廃止若しくは変更又は解散の決議をしたとき
 - ⑯その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき
- 3 甲は、乙が前項いずれかに該当する場合には、何らの通知催告を行わず、前項第 1 号又は 4 号に該当する場合には、書面による催告の上、本契約書別紙に定める手数料相当額を違約金として請求できるものとし、同時に本契約を解除できるものと

する。

- 4 第1項又は第2項に基づいて本契約を解除し、そのことによって損害が生じた場合、解除した当事者は、相手方にその損害の賠償を請求することができる。
- 5 甲又は乙のうち第1項又は第2項により本契約を解除された者は、これにより損害を被った場合であっても、相手方に対して当該損害の賠償を請求することはできない。
- 6 甲又は乙が、第2項各号のいずれかに該当した場合又は本契約が解除された場合、当事者は当然に本契約及びその他相手方との間で締結した契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、当事者は、相手方に対して負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければならない。

第17条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約する。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- 3 甲及び乙は、暴力団員等と取引関係を有してはならず、事後的に、暴力団員等との取引関係が判明した場合には、これを相当期間内に解消できるよう必要な措置を講じる。
- 4 甲又は乙は、相手方が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、相手方に対して何らの催告をすることなく本契約を解除することができる。
- 5 本条に基づく本契約の解除は、解除した当事者から解除された当事者に対する損害賠償の請求を妨げない。
- 6 本条に基づく本契約の解除がされた場合、これにより損害が発生した場合であっても、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することはできない。

第18条（契約の改正）

法律の改正、社会経済情勢、その他の事情により本契約内容の変更又は削除が必要であると甲が判断したときは、甲は乙に対して事前の相談・通知をすることなくこれらを変更又は削除することができるものとし、変更又は削除内容及び適用期間を、甲のインターネットサイトへの掲示その他の方法により周知した後、甲の定める期間内に乙から異議が述べられなかった場合、本契約内容の変更又は削除について、乙の同意があったものとみなす。また、甲は必要に応じて本契約の細則を制

定することができ、この細則の制定についても本契約条項の変更又は削除に準ずるものとする。

第 19 条（不可抗力）

- 1 甲及び乙は、天変地異、戦争、暴動、内乱、輸送機関・通信回線又は保管中の事故、法令、規則の改正、政府行為その他の不可抗力により、本契約の全部又は一部が履行できない場合は、相手方に対して、その責任を負わない。
- 2 前項に定める事由が生じ、自己の債務が履行できないおそれがある場合は、直ちに相手方に対し、その旨を通知し、対応策について甲乙協議する。

第 20 条（催事参加義務と情報による指導）

- 1 乙は、甲の定期的に開催する催事・各種セミナーなどに努めて参加しなければならない。
- 2 甲は、適時インターネットのホームページや電子メール（携帯電話含む）を用いて乙に手数料の変更、販売方法、販売条件、乙の活動に必要な情報、資料を発信する。
- 3 乙は、甲による上記情報を受領可能な環境（インターネット回線など）を整えると共に、必要な情報、資料を受領しなければならない。

第 21 条（停止処分）

- 1 甲は、乙が本契約上及び甲乙間で別契約も含む全ての義務に違反し又は違反する恐れが生じた場合、両者協議の上、当該違反又は違反の恐れが解消するまで、甲の乙に対する手数料の支払の留保、業務に対する協力の停止、業務の停止請求等の処分（以下「停止処分等」という）をとることができるものとする。
- 2 前項に基づき甲が停止処分等をおこなった場合、甲は、乙が当該違反又は違反の恐れを解消し、かつ当該違反又は違反の恐れに起因し甲に損害が生じた場合は、その損害を賠償した後、速やかに停止処分等を解除するものとする。なお、停止処分等の実施により、乙又は第三者に損害が発生した場合であっても、甲は、乙又は第三者に対して何ら損害（遅延損害金の支払義務を含むがこれに限定されない）賠償責任、その他の責任を負わないものとする。

第 22 条（契約終了後の処置）

- 1 甲及び乙は、本契約が終了したときは、互いに既に確定した債権債務について、速やかにこれを清算するものとする。
- 2 乙は、本契約が終了した場合、直ちに甲に対し、本業務の遂行状況及びその内容を引継ぎ、甲より貸与された物品又は預かり保管中の物品、書類等があるときは、これを直ちに甲に返還する。
- 3 乙は本契約が終了した場合、商標等を使用するなど、第三者から甲又は甲の業務を受託したものと誤認されるような行為をしてはならない。

第 23 条（損害賠償）

乙が本業務の遂行にあたり、本契約上の義務に違反した場合、これに起因又は関連して甲又は第三者が被った一切の損害（弁護士費用、逸失利益を含む間接損害、特別損害を含むがこれらに限られない）を乙の責任と費用により賠償するものとし、甲には何ら迷惑をかけないことを保証する。

第 24 条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約に関する準拠法は日本法とし、本契約に関する紛争については岐阜地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 25 条（残存条項）

本契約終了後も、第 7 条（業務指導及び販売支援）第 5 項、第 10 条（甲の商標等の使用）、第 12 条（第三者への委託）、第 14 条（権利義務譲渡の禁止）、第 16 条（解除）第 3 項から第 6 項、第 17 条（反社会的勢力の排除）第 5 項及び第 6 項、第 19 条（不可抗力）、第 21 条（停止処分）第 2 項、第 22 条（契約終了後の処置）、第 23 条（損害賠償）、第 24 条（準拠法及び管轄裁判所）、第 26 条（誠実協議）及び本条の各規定は有効に存続するものとし、第 9 条（守秘義務）及び第 11 条（個人情報の扱い）の各規定は本契約終了後 5 年間有効に存続するものとする。

第 26 条（誠実協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約の条項の解釈に関する事項につき疑義が生じた場合は、本契約の趣旨に従い、誠実に協議の上これを決する。

以上、甲及び乙は、本契約成立の証として、(1)本書を 2 通作成し、各当事者記名押印若しくは署名のうえ各 1 通、を保有し、又は(2)本電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。なお、電子署名の場合、本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

令和 年 月 日

甲：

岐阜市神田町 6 丁目 19 番地

アクア株式会社
代表取締役社長 齊 藤 治 孝



乙：

住所

氏名



別紙

本契約における本製品、本業務、手数料の算定方法及び支払方法等の具体的な条件を、下表のとおり定める。

本製品	アクアモバイル AQUA マーケティングシステム その他甲の有するサービス及び製品
本業務	アクアモバイル購入者及び AQUA マーケティングシステム委託者の募集・営業・紹介・契約の取次ぎ AQUA 会員の維持活動 AQUA 会員に対する新商品・サービスの案内 カスタマー対応
手数料の算定方法	甲は、乙による本業務の遂行により、毎月 1 日から末日までの間にクライアントと成約した売買契約及び業務委託契約の成約実績に応じて、別途定める販売利益基準に基づき、乙に対して手数料を支払う。 なお、社会情勢の変動等により、販売利益基準を変更する必要性が生じた場合、甲は乙に対する事前通知により販売利益基準を変更することができる。
手数料の支払方法	甲が乙へ開示している管理マイページにより金額を確認し引出し申請を行った 当月分の手数料から振込手数料を控除した金額を、翌月 5 日までに乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。毎月 10 日翌 5 日を当月とする